

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

特別高圧季節別時間帯別電力A，特別高圧季節別時間帯別電力B，特別高圧電力A，特別高圧電力B，特別高圧臨時電力，特別高圧自家発補給電力A，特別高圧自家発補給電力B，特別高圧予備電力

14 特別高圧季節別時間帯別電力A

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものを対象といたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の

特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費等調整）(1)ホによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しといたします。

(5) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力Aに需給契約を変更することはできません。

ロ 特別高圧電力Aに変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力Aに需給契約を変更することはできません。

15 特別高圧季節別時間帯別電力B

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものを対象といたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契 約 電 力

イ 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めま

す。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を，その

1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費等調整）(1)ホによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、料金表のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

ハ 力 率 割 引 お よ び 割 増 し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

イ 発電設備、蓄電池等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

ロ 契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力Bに需給契約を変

更することはできません。

- ハ 特別高圧電力Bに変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力Bに需給契約を変更することはできません。

16 特別高圧電力A

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものを対象といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その

1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費等調整）(1)ホによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

17 特別高圧電力B

(1) 対象となるお客さま

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用す

る需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものを対象といたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めま

す。
なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を，その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）(1)ホによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) その他

発電設備、蓄電池等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

18 特別高圧臨時電力

(1) 対象となるお客さま

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものを対象といたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

イ 特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

ロ 特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電

力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

(2) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費等調整）(1)ホによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき(1)イに該当する場合は特別高圧電力B、(1)ロに該当する場合は特別高圧電力Aの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、(1)イに該当する場合は特別高圧電力B、(1)ロに該当する場合は特別高圧電力Aの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、(1)イに該当する場合は特別高圧電力B、(1)ロに該当する場合は特別高圧電力Aに準じて適用いたします。

(3) そ の 他

イ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、特別高圧臨時電力の対象といたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

19 特別高圧自家発補給電力

(1) 特別高圧自家発補給電力A

イ 対象となるお客さま

特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aのお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

ロ 契約電力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費等調整）(1)ホによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Aの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

ニ 特別高圧自家発補給電力Aの使用

(イ) お客さまが特別高圧自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと特別高圧自家発補給電力Aを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aの

契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、特別高圧自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

ホ 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aの契約電力と特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Aの超過であることが明らかでない場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと特別高圧自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a 特別高圧季節別時間帯別電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

(b) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

(c) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

b 特別高圧電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Aの平均電力

(b) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧電力Aの平均電力

(c) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧電力Aの平均電力

(d) 特別高圧自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

(h) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Aの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

(i) 定期検査または定期補修は、その実施の1月前までに当社へ当社所定の様式により通知していただきます。

(r) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および

発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aに準ずるものいたします。

(2) 特別高圧自家発補給電力B

イ 対象となるお客さま

特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bのお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

ロ 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費等調整）(1)ホによって算定された燃料費等調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Bの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期

間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。)で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

ニ 特別高圧自家発補給電力Bの使用

(イ) お客さまが特別高圧自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと特別高圧自家発補給電力Bを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bの契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、特別高圧自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

ホ 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bの契約電力と特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Bの超過であることが明らかでない場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと特別高圧自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a 特別高圧季節別時間帯別電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

(b) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

(c) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

b 特別高圧電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Bの平均電力

(b) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧

電力Bの平均電力

(c) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧電力Bの平均電力

(d) 特別高圧自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

(h) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Bの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

(i) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、その実施の1月前までに当社へ当社所定の様式により通知していただきます。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合には、その時期を変更していただくことがあります。

(o) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(h) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

20 特別高圧予備電力

(1) 対象となるお客さま

特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧季節別時間帯別電力B、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費等調整）(1)ホによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の 5 パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供

給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧季節別時間帯別電力B、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準ずるものといたします。